【 資 料 編 】

**◯　自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）**

**目次**

**第一章　総則（第一条―第十一条）**

**第二章　自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条―第十四条）**

**第三章　基本的施策（第十五条―第二十二条）**

**第四章　自殺総合対策会議等（第二十三条―第二十五条）**

**附則**

**第一章 総則**

**（目的）**

**第一条　この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。**

**（基本理念）**

**第二条　自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。**

**２　自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。**

**３　自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。**

**４　自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。**

**５　自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。**

**（国及び地方公共団体の責務）**

**第三条　国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。**

**２　地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。**

**３　国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。**

**（事業主の責務）**

**第四条　事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。**

**（国民の責務）**

**第五条　国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。**

**（国民の理解の増進）**

**第六条　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。**

**（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）**

**第七条　国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。**

**２　自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。**

**３　国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。**

**４　国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。**

**（関係者の連携協力）**

**第八条　国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。**

**（名誉及び生活の平穏への配慮）**

**第九条　自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。**

**（法制上の措置等）**

**第十条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。**

**（年次報告）**

**第十一条　政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。**

**第二章　自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等**

**（自殺総合対策大綱）**

**第十二条　政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。**

**（都道府県自殺対策計画等）**

**第十三条　都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。**

**２　市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。**

**（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）**

**第十四条　国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。**

**第三章　基本的施策**

**（調査研究等の推進及び体制の整備）**

**第十五条　国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。**

**２　国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。**

**（人材の確保等）**

**第十六条　国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。**

**（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）**

**第十七条　国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。**

**２　国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。**

**３　学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。**

**（医療提供体制の整備）**

**第十八条　国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医 師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。**

**（自殺発生回避のための体制の整備等）**

**第十九条　国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。**

**（自殺未遂者等の支援）**

**第二十条　国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。**

**（自殺者の親族等の支援）**

**第二十一条　国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。**

**（民間団体の活動の支援）**

**第二十二条　国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。**

**第四章　自殺総合対策会議等**

**（設置及び所掌事務）**

**第二十三条　厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」 という。）を置く。**

**２　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。**

**一　自殺総合対策大綱の案を作成すること。**

**二　自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。**

**三　前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。**

**（会議の組織等）**

**第二十四条　会議は、会長及び委員をもって組織する。**

**２　会長は、厚生労働大臣をもって充てる。**

**３　委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。**

**４　会議に、幹事を置く。**

**５　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。**

**６　幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。**

**７　前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。**

**（必要な組織の整備）**

**第二十五条　前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。**

**附　則　抄**

**（施行期日）**

**第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**附　則　（平成二十七年九月一一日法律第六六号）　抄**

**（施行期日）**

**第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。**

**一・二　（略）**

**（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）**

**第六条　この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。**

**（政令への委任）**

**第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。**

**附　則　（平成二十八年三月三十日法律第一一号）　抄**

**（施行期日）**

**一　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。**

**二　（略）**

**◯　自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～ 〈概要〉**

**（平成29年７月25日　閣議決定）**

**※ 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直した。**

1. **自殺総合対策の基本理念**
* **誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す**

**自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる**

* **阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等**
* **促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等**
1. **自殺の現状と自殺総合対策における基本認識**
* **自殺は、その多くが追い込まれた末の死である**
* **年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている**
* **地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する**
1. **自殺総合対策の基本方針**
2. **生きることの包括的な支援として推進する**
3. **関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む**
4. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる**
5. **実践と啓発を両輪として推進する**
6. **国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する**
7. **自殺総合対策における当面の重点施策**
8. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
9. **国民一人ひとりの気づきと見守りを促す**
10. **自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する**
11. **自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る**
12. **心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する**
13. **適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする**
14. **社会全体の自殺リスクを低下させる**
15. **自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ**
16. **遺された人への支援を充実する**
17. **民間団体との連携を強化する**
18. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
19. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**
20. **自殺対策の数値目標**
* **先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少 (平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)**

**※ 参考**

**WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012)）**

1. **推進体制等**
2. **国における推進体制**
3. **地域における計画的な自殺対策の推進**
4. **施策の評価及び管理**
5. **大綱の見直し**

**◯　函館市自殺対策連絡会議設置要綱**

**（設置）**

1. **本市における自殺対策について，関係機関・団体が連携し，総合的な自殺対策の推進を図るため，函館市自殺対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。**

**（所掌事項）**

1. **連絡会議は，次に掲げる事項を所掌する。**
2. **自殺対策に係る施策の総合的な推進に関すること。**
3. **自殺対策についての情報収集に関すること。**
4. **自殺対策に係る関係機関の連携方策に関すること。**
5. **その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。**

**（構成）**

1. **連絡会議の構成は，次に掲げる機関・団体のうちから市長が決定する。**
2. **保健・医療・福祉関係機関**
3. **大学・研究機関**
4. **警察・消防機関**
5. **教育関係機関**
6. **労働関係機関**
7. **司法関係機関**
8. **その他市長が適当と認める機関・団体**

**（議長および副議長）**

1. **連絡会議に構成員の互選による議長および副議長を置く。**
2. **議長は，連絡会議の進行にあたる。**
3. **副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるときはその職務を代理する。**

**（会議）**

1. **連絡会議の開催は，市長が招集する。**
2. **市長は，連絡会議を開催するときは，次に掲げる事項を構成員にあらかじめ通知するものとする。**
3. **連絡会議の日時および開催場所**
4. **議事**
5. **その他事前に通知する必要がある事項**
6. **連絡会議に，自殺の実態把握ならびに自殺対策についての情報交換および啓発活動を推進するため，**

**関係機関等の実務担当者および関係者からなる実務者会議を置く。**

**（庶務）**

1. **連絡会議の庶務は，函館市保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。**

**（補足）**

1. **この要綱に定めるもののほか，連絡会議の運営に必要な事項は議長と協議のうえ，市長が定める。**

**附　則**

**この要綱は，平成２０年９月１日から施行する。**

 **附　則**

 **この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。**

 **附　則**

**この要綱は，平成２８年５月６日から施行する。**

**函館市自殺対策行動計画**

**～誰も自殺に追い込まれることのない函館市の実現を目指して～**

2019年度 ～ 2028年度

2019年（平成31年）３月発行

発行 / 函館市（保健福祉部　障がい保健福祉課）

〒 040-8666　函館市東雲町４番13号

TEL 0138-21-3077　FAX 0138-27-2770